

大阪市と株式会社 YOLO JAPAN との  
多文化共生の推進に向けた情報発信等に関する事業連携協定

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社 YOLO JAPAN（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が多文化共生社会の実現に向けて相互の持つネットワークの連携を強化し、大阪市内における外国人住民に対し必要な行政情報が届けられるとともに、外国人住民の抱えるニーズ等が共有されることで、すべての住民にとって暮らしやすい環境づくりを促進することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- (1)外国人住民に対する情報発信
- (2)多文化共生に関する情報収集及び共有
- (3)その他、多文化共生の推進に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力できなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

ただし、第2条の規定による協力の実施により生じた問題について、甲又は乙の故意又は重大な過失によるものであった場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月29日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市

大阪市長 松井 一郎



乙 大阪市浪速区恵美須西3丁目13番24号

株式会社 YOLO JAPAN

代表取締役 加地 太祐

